

都道府県・ 政令指定都市名	11 名古屋市
------------------	---------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課
担 当 職 員 数	7 人（専任 7 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	男女平等参画推進協議会
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1977年12月10日 根拠： 名古屋市男女平等参画推進協議会規程
長 の 役 職	スポーツ市民局主管副市长

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	名古屋市男女平等参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2002年12月9日
構 成 員	15 人（女性 9 人、男性 6 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	名古屋市男女平等参画基本計画2025		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		男女平等参画推進なごや条例	
	公 布 日(西 暦)		2002年3月29日	
	施 行 日(西 暦)		2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)			
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月			
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:		
		2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用			調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)	
	目 標 値		(西暦) 2025 年度まで		%			
			40%以上60%以下					
	根 拠		名古屋市男女平等参画基本計画2025					
目標設定の対象である審議会等の範囲			法令又は条例により設置する附属機関及び条例に基づき執行機関以外に置かれる機関					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(93)うち女性委員を含む審議会等数(91)					
	延総委員等数(1,976)		延女性委員等数(708)		女性比率(35.8)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(75)					
	延総委員等数(2,068)		延女性委員等数(724)		女性比率(35.0)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(29)うち女性委員を含む審議会等数(29)					
	延総委員等数(1,540)		延女性委員等数(523)		女性比率(34.0)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)					
	延総委員等数(120)		延女性委員等数(28)		女性比率(23.3)			
目標値以外の目標設定								
女性登用方策	人材名簿作成の有無		1. 有 2. 無 3. 作成予定有		2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合		掲載人数	人 (年 月現在)				
	そ の 他		人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2			
			委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1			
			そ の 他 { 委員選任時における事前協議の実施 }					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	552	51	9.2	129	10	7.8	0	0		423	41	9.7
	うち一般行政職	523	43	8.2	125	8	6.4	0	0		398	35	8.8
支庁・地方事 務所等	計	670	127	19.0	122	17	13.9	0	0		548	110	20.1
	うち一般行政職	508	58	11.4	94	8	8.5	0	0		414	50	12.1
全体	計	1,222	178	14.6	251	27	10.8	0	0		971	151	15.6
	うち一般行政職	1,031	101	9.8	219	16	7.3	0	0		812	85	10.5
再掲	警 察 関 係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	80	12	15.0	16	0	0.0	0	0		64	12	18.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	1,096	150	13.7	0	0		
	うち一般行政職	1,047	130	12.4	0	0		
支庁・地方事務所等	計	1,350	338	25.0	0	0		
	うち一般行政職	1,006	135	13.4	0	0		
全体	計	2,446	488	20.0	0	0		
	うち一般行政職	2,053	265	12.9	0	0		
再掲	警察関係	0	0		0	0		
	教育委員会	134	28	20.9	0	0		

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	69	9	13.0	166	40	24.1	0	0	
	うち一般行政職	63	6	9.5	144	24	16.7	0	0	
支庁・地方事務所等	計	44	13	29.5	48	9	18.8	0	0	
	うち一般行政職	25	3	12.0	29	2	6.9	0	0	
全体	計	113	22	19.5	214	49	22.9	0	0	
	うち一般行政職	88	9	10.2	173	26	15.0	0	0	
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	6	1	16.7	7	2	28.6	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○	◎				
課長補佐相当職	○		○		○		◎			○	
係長相当職											

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	785	233	29.7
昇格試験	405	211	52.1

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	計	702	311	44.3
	うち上級	481	209	43.5
	うち一般行政職	522	269	51.5
	うち上級	430	208	48.4
	うち警察関係	0	0	
	うち上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	名古屋市職員旧姓使用取扱規程
該当部分の条文(本文)	第2条 本市における旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) その他所属長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかわる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)			うち管理職数(人)		
	うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)
64	13	20.3	12	1	8.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	名古屋市男女平等参画推進センター		愛称・通称	イーブルなごや	
設置年月日(西暦)	2003年6月18日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：460-0015 住 所：愛知県名古屋市中区大井町7番25号 電話番号：052-331-5288 FAX番号：052-322-9458 ホームページ: https://e-able-nagoya.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 有限会社アイ・ティー・オー) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名： スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課) ○ 指定管理者(名称： 有限会社アイ・ティー・オー) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 10 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 17 人	予算額	2024年度 28,317 千円	
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 館内展示) ○ 2. 講座(主な事項： 男女平等参画推進にかかる定期講座) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性のための総合相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項：) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 イーブルなごやフェスティバル) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 市民企画公募委託事業) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 男女平等参画推進会議 2. 無 名称等：	加盟団体数	47	
			会 員 数	47	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔 内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付〔 名 称： 〕 〔 概 要： 〕 7. その他〔 内容： 〕	}
--	---

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他〔 内容： 〕	}
---	---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	80,752	80,731	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

			問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○			○
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩	短時間正社員制度の導入				
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)			1	1
選 定 等 の 基 準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9	短時間正社員制度の導入	○	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	名古屋市女性活躍推進企業認定・表彰制度(9、10、27、28、29、30、31、32)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	名古屋市女性活躍推進企業認定・表彰制度(9、10、27、28、29、30、31、32)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	名古屋市男女平等参画推進会議
2	現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	名古屋市男女平等参画基本計画2025推進状況報告書
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・女性活躍推進企業と女子大学生の交流会 ・地下鉄カーコルトン ・展示 ・ ・	・女性活躍推進企業と女子大学生の交流会 ・女性の活躍に関するカーコルトンを掲出 ・展示会やイーブルなごやにおいて男女平等参画に関するパネルを展示		
2. 表彰 ・名古屋市女性の活躍推進企業認定・表彰制度 ・	・女性がいいきと活躍できるような取組をしている企業を認定、表彰し、表彰式を開催		
3. 講座 ・定期講座 ・研修・セミナー ・市民交流事業 ・次世代女性リーダー向け勉強会、女性若手・中堅社員向けキャリアデザイン研修 ・男性の視点から男女がともに生きやすい社会を考えるセミナー ・ ・	・資格取得に関する講座や人権尊重に関する講座を実施 ・職場復帰準備セミナーや男女平等参画に関する企業出張講座を実施 ・市民、団体等のネットワーク形成のための事業を実施 ・女性活躍推進のための講座を実施 ・女性活躍推進のために男性の意識改革に向けた講座を実施		
4. 相談事業 ・女性のための総合相談 ・自助グループの活動支援 ・セミナー ・男性相談 ・セクシュアル・マイノリティ相談 ・	・個別相談(電話・面接・専門相談)及びサポートグループの実施 ・自助グループの活動支援 ・相談件数の多い内容をテーマとした法律セミナー等を実施 ・男性を対象とした電話・面接による相談事業 ・性的少数者に関する悩み等について、専門相談員が対応		
5. 情報収集・提供 ・ホームページの運営 ・女性活躍応援企業見える化サイト ・情報コーナー ・	・各種情報提供 ・女性の活躍推進企業の好事例やセミナー情報を掲載 ・資料配架		
6. 苦情処理 ・男女平等参画苦情処理委員 ・	・市の施策や人権侵害に対する苦情の申し出の処理		
7. 交流促進 ・イーブルなごやフェスティバル ・市民交流事業 ・	・実行委員会の企画募集、市民活動交流ワークショップ ・市民交流事業		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・市民交流事業 ・市民企画公募委託事業 ・企業出張講座 ・	・市民、団体等のネットワーク形成のための事業 ・NPO法人等市民団体を対象とした公募委託事業 ・中小企業を対象とした男女平等参画に関する出張講座		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・女性の活躍実態調査 ・男女平等参画基礎調査 ・	・企業における女性活躍推進に向けた取組状況等を把握するための調査を実施 ・男女平等及び参画の推進に関し、市民意識調査を実施		
11. その他 ・中学生向け教育資料 ・小学生向け教育資料 ・若年層向けデートDV啓発リーフレット ・幼児保護者向け教育資料 ・困難を抱える女性のつながりサポート事業 ・	・教育資料の作成・配布 ・教育資料の作成・配布 ・教育資料の作成・配布 ・教育資料の作成・配布 ・困難を抱える女性の居場所やつながりをサポート		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		名古屋市会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2
		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	
		4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規 定 名		名古屋市会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第6条 議員が疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その事由を議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2
		2. なし	
		3. その他()	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産		2	
育児		1	
家族の看護		2	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		2 その他の やむを得 ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	2
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの：○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	
		3. その他 ()	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	1
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	2
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
市政に対する興味・関心を高めるため、「なごや子ども市会」を開催している。			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕	
計画、指針名		名古屋市地域防災計画
該当部分の規定		第1章 第2節 計画の性格等 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)()

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	65	12	18.5	
	市町村防災会議(委員のみ)	64	12	18.8	
	2 民生委員推薦会	12	5	41.7	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	21	10	47.6	
	4 地方社会福祉審議会	32	11	34.4	
	5 土地利用審査会	7	4	57.1	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	7	36.8	
	7 公害健康被害認定審査会	15	2	13.3	
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	30	3	10.0	
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	4	57.1	
	12 市町村都市計画審議会	18	6	33.3	
	13 介護認定審査会	626	203	32.4	
	14 精神医療審査会	38	11	28.9	
	15 市町村国民保護協議会	22	5	22.7	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	30	9	30.0	
	18 市街地再開発審査会	10	5	50.0	
	19 障害支援区分審査会	136	46	33.8	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	4	2	50.0	
	22 運営協議会	16	4	25.0	
	23 市町村の環境の保全に関する審議会	287	111	38.7	
	24 市町村交通安全対策会議	8	1	12.5	
	25 社会教育委員会	10	6	60.0	
	26 スポーツ推進審議会等	15	7	46.7	
	27 図書館協議会	10	6	60.0	
	28 博物館協議会	16	7	43.8	
	29 自転車等駐車対策協議会	21	5	23.8	
	30 子ども・子育て支援に関する審議会	33	15	45.5	
	31 精神保健福祉審議会	20	11	55.0	
×	32				
×	33				
×	34				
×	35				
×	36				
合 計		1,540	523	34.0	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	68	19	27.9	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	28	2	7.1	
6	固定資産評価審査委員会	12	5	41.7	
合 計		120	28	23.3	
女性委員0の委員会数		2			